

第4回全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会に係る大会参加者幹旋等業務 企画提案競技審査要領

第4回全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会に係る大会参加者幹旋等業務に関する企画提案競技の審査・選定に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

次の各号をすべて満たす企画提案競技参加者（以下「参加者」という。）を審査の対象とする。

- (1) 別途定める「第4回全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会に係る大会参加者幹旋等業務企画提案競技実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する参加資格を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- (1) 宿泊業務（25点）
- (2) 参加申込集約業務（20点）
- (3) 弁当業務（15点）
- (4) 共通業務（10点）
- (5) 組織体制等（10点）
- (6) 実績（5点）
- (7) 見積額（5点）
- (8) その他（10点）

3 審査方法

- (1) 審査は、別途設置する「第4回全国学校給食・栄養教諭等研究協議大会に係る大会参加者宿泊幹旋等業務委託選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を開催して行う。
- (2) 選定委員会では、提出された企画提案書とプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (3) プレゼンテーションの時間は1参加者あたり30分以内（説明20分以内、質疑応答10分以内）とする。
- (4) 説明者（補助者を含む。）は、1参加者あたり4名以内とする。
- (5) 説明で使用する資料は、あらかじめ提出した企画提案書（電子データ可）のみとする。
- (6) 説明順は、企画提案書を受理した順番とする。
- (7) 選定委員会の委員（以下「委員」という。）は、別紙「審査基準」に基づいて採点する。

4 選定方法

- (1) 企画提案ごとに採点した点数（100点満点）の平均を評価点とし、評価点が最も高かった者を最優秀提案者とし、協定締結候補者とする。

- (2) 評価点が最も高い者が複数いる場合は、各委員の協議により、最優秀提案者を選定する。
- (3) 参加者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーション・審査を行った上で、最優秀提案者を決定する。
- (4) 採点した評価点の平均が60点未満の場合は、協定締結候補者を選定しない。
- (5) 見積額が費用の目安を超過する場合は、協定締結候補者を選定しない。
- (6) 審査の結果、候補となる者がいない場合は、改めて募集することとする。